

行田市乗合型 AI オンデマンド交通運行業務仕様書

1 業務名称

行田市乗合型 AI オンデマンド交通運行業務

2 目的

令和 6 年 3 月に策定された地域公共交通のマスタープランとなる「行田市地域公共交通計画」に基づき、「便利で愛される持続可能な地域公共交通の実現」を目指すとともに、利用者拡大による持続可能な公共交通体系の構築を実現するため、AI を活用した予約・配車等を可能とする予約型乗合交通を実証運行する協定候補者を選定する。

なお、選定された協定候補者は、交通と他分野の「共創」（連携・協働）により本市の地域公共交通ネットワークの利便性、生産性、持続可能性を高めるため、国土交通省の「令和 6 年度共創モデル実証運行事業」を活用した実証運行の参加候補者とする。

3 履行期間

協定締結日から令和 7 年 3 月 31 日(月)まで

(運行開始は令和 7 年 1 月 6 日(月)とし、協定締結日から令和 7 年 1 月 5 日(日)までは準備期間とする。上記履行期間以降は、協定が誠実に履行され、業務の継続実施が必要と認められる場合には、会計年度ごとに再度協定を締結する。)

4 運行形態

道路運送法第 4 条に定める一般乗合旅客自動車運送事業または同法第 21 条に基づく許可

5 運行区域

行田市内および隣接する自治体

(隣接する自治体への運行は、関連機関との協議が整い次第医療機関等を指定乗降場所として追加する。)

6 業務内容

(1) 運行手続

運行事業者は、国土交通省関東運輸局等への申請・許認可に関する業務をはじめ、実証運行を開始するための必要な手続きについて、実証運行開始までに遅延無く確実に行うものとする。なお、実証運行開始後に運行内容に変更等が生じた場合についての手続きも同様とする。

(2) 運行方法

・本市の AI オンデマンド交通は、事前登録制による予約制とし、予約状況に応じて AI が最適な運行ルートを決定する乗合方式を採用する。運行パターンは①自宅から指定乗降場所②指定乗降場所から自宅③指定乗降場所から指定乗降場所の 3 パターンとする。なお、運行事業者は自宅および指定乗降場所（8,600 箇所程度）を運行開始前にデマンド運行管理システムに登録し、運行開始後も随時追加登録すること。

・運行日は、月曜日から土曜日とし、12月29日から1月3日および日曜日、祝日は運行しない。運行時間は、午前7時30分から午後6時30分までとする。なお、この運行時間には「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に基づく運転手の休憩・休息時間を含むこととし、予約を受け付けられない時間帯がないようにすること。

(3) 運行車両

・運行車両の仕様は、下表のとおりとし、合計 4 台、乗車定員 24 名(運転手除く)をそれぞれ下回らないように車両を確保すること。なお、提案する事業内容に効果的かつ不可欠と事業者が判断する場合には、下表の台数、仕様を上回る車両を確保して使用することは差支えない。

・車検、定期点検及び車両の故障等が発生した場合は、事業者所有の代替車両（同等の機能を有する車両）にて対応するものとする。

・車両の納期が遅れたことにより運行開始日までに車両が確保できない場合は、車両が確保できるまでの間、事業者所有の代替車両（同等の機能を有する車両）にて対応するものとする。

車両	台数	仕様・規格	備考
セダン型（定員 4 名）	1	デマンドシステム車載端末、運賃収受箱、ドライブレコーダー、スタッドレスタイヤ（冬季装着）、ラッピングまたはマグネットシート	参考車両：ジャパンタクシー（トヨタ）
ワゴン型（定員 7 名）	2	デマンドシステム車載端末、運賃収受箱、ドライブレコーダー、スタッドレスタイヤ（冬季装着）、ラッピングまたはマグネットシート	参考車両：ノア（トヨタ）
車椅子対応車（定員 6 名）	1	デマンドシステム車載端末、運賃収受箱、ドライブレコーダー、スタッドレスタイヤ（冬季装着）、ラッピングまたはマグネットシート 車椅子が 1 台搭載・固定できること	

(4) 維持管理

運行車両は定期的に点検、清掃及び調整を行い管理するものとする。

(5) 運賃

- ・運賃は、他の公共交通の料金とのバランスを考慮したうえで、今後決定する。
- ・運賃の支払い方法は、現金およびキャッシュレス決済に対応すること。

(6) 予約受付、配車及び問い合わせ対応事務

① 予約方法

利用者は、事前登録者のみとし、電話、WEB(アプリ)、LINE、FAXでの予約制とする。

② 予約受付時間

受付時間は、午前7時30分から午後6時30分を基本とし、事業者との協議により決定する。

③ 予約受付期間

予約は、1週間前から当日の利用希望時間の1時間前までを基本とする。ただし、午前7時30分から8時30分までの利用は、前日午後6時30分までの受付とする。なお、これらの予約受付期間については、事業者との協議により決定する。

④ オペレーターの配置

事業者は、利用者からの電話予約の受付を行うオペレーターを配置する。なお、オペレーターは、予約受付時間中は予約の受付を行い、デマンド運行管理システムを利用して、運転手に配車指示を行う。また、利用者や市民からの問合せ等についても誠実に対応すること。

(7) デマンド運行管理システムに関する要件

① 予約・配車・運行管理に関わる基本機能（デマンド配車システム）

ア 利用者からの予約を受け付け、瞬時に運行車両へ乗車降車情報をリアルタイムに配信できること。

イ 電話で予約を受ける際に、オペレーターによる管理者Webへの手動登録ができること。

ウ 予約開始および締切の時間を任意に指定することができること。

エ 予約受付方法は「即時予約」「事前予約」方式の双方に対応すること。

オ 運行範囲の設定が可能であり、さらに運行区域拡大に対応できること。

カ MaaSアプリ等へのAPI連携が可能であり、国内での実績を有すること。

キ 乗合人数の設定が可能であること。

ク 交通系 I C カードや電子決済等のキャッシュレス決済サービスと連携できる機能を保持すること。

② ユーザーアプリ

ア 予約の確定及び予約状況の確認、そのキャンセル、乗降場所の案内ができること。

イ 乗車人数、乗車希望時間を任意に指定することができること。

ウ 利用者からの予約状況は、ユーザーが指定した現在地、目的地を踏まえ、システムが乗降場所を確定し、ユーザーアプリ上でも確認できること。

エ ユーザーアプリは i OS と Android 双方に対応すること。

オ Web 上でも同様の内容が可能であること。

③ ドライバーアプリ

ア ドライバーアプリは乗務員に対するナビゲーション機能を有すること（利用者の乗降場所及び運行ルートを表示など）。また、予約発生時に適切にドライバーに通知する機能を有すること。

イ ドライバーアプリは i OS と Android いずれかに対応すること。

④ 運行管理機能（管理者 Web）

ア 管理者 Web

管理者 Web は指定の URL にアクセスすることで利用可能とすること。

イ 車両予約

管理者 Web にて運行車両の予約状況を把握できること。

ウ 利用者の情報

管理者 Web にて利用者情報を登録、修正、削除できること。
情報をリスト表示できること。

エ 利用者予約

管理者 Web にて利用者の予約状況を把握できること。
予約情報を登録、修正、削除できること。

オ 車両管理

管理者 Web にて運行する車両を登録、修正、削除できること。
運行により取得する乗降データを出力できること。

カ 運行管理

異常発生時に管理者 Web にて新規の予約受付停止ができること。
過去の運行記録について確認できること。

キ 運行実績

利用実績（日別・時間帯別等）を随時確認できること。

(8) 国・県等の補助金の申請等に関すること

本事業は国土交通省の「令和 6 年度共創モデル実証運行事業」補助金をはじめとする国・県等の補助金の活用を検討しているため、市と協力して補助金の申請や実績報告等を行う場合があることに留意すること。

(9) その他

本仕様書は、最低限必要と考えている事項を記載したものであり、事業者は構築の目的や基本方針等を勘案し、その専門的立場から他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は積極的な提案を求める。

7 通信環境の整備

(1) 専用回線等の設置

電話予約の受付に必要な専用回線を1回線設置することとし、FAXの送受信が可能な環境を整えること。

(2) パソコン及びインターネット回線

デマンド運行管理システムを使用するための専用パソコンを1台設置し、インターネット回線を整備するものとする。

8 運行に関する日報及び月報の作成

- ・指定した書式を用いて運行日報を作成し、月ごとにその写しをまとめ、翌月15日までに市へ提出すること。さらに、月ごとの利用者数、運賃収入、走行距離等の運行に関する報告書も作成し、同様に翌月15日までに市に報告すること。

- ・事故、苦情、利用者からの意見、要望があった場合は、迅速かつ的確に対応し、速やかに報告するとともに、報告書を提出すること。

9 補助金の支払い

この事業は、運行経費補助方式とする。

補助金は、運行経費から運賃収入を差し引いた額を支払うものとする。

なお、補助金の支払い回数は、年間2回（上期4月～9月、下期10月～3月）を基本とし、事業者との協議により決定する。

10 損害賠償

本業務に使用する全ての車両は任意保険又は共済に加入することとし、加入手続き及び保険料の支払いは事業者が行うこととする。

また、加入する任意保険及び共済は、以下に示す賠償内容以上のものとする。

- ・対人賠償保険：無制限
- ・対物賠償保険：無制限
- ・人身・搭乗者傷害賠償保険：5,000万円以上

11 その他

(1) 事業者は、本業務の遂行上知り得た情報を本業務以外の目的に利用また

は漏らしてはならない。

- (2) 事業者は、デマンド型交通の運行にあたって、道路運送法その他の関係法令等を遵守し、安全運転を図ること。
- (3) 運行期間中に発生した、本運行業務に伴う不慮の事故等に係る一切の責務は事業者が負うものとする。
- (4) 事業者は、本事業の実施にあたり市と別途協定を締結することとし、本仕様書に記載の無い事項または疑義が生じた事項については、市と協議のうえ決定する。

【担当課】

行田市 市民生活部 交通対策課 地域交通担当

住所：埼玉県行田市本丸２－５

電話：０４８－５５６－１１１１（内線２８４）

FAX：０４８－５５６－２１１７

e-mail：koutsu@city.gyoda.lg.jp